京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き路を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年　紀元二千五百七十年

本紙定價　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金四十五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月十三錢

月曜日及び大祭日の翌日は休刊

廣告料金　▲五號活字十七字詰一行[illegible]▲[illegible]

發行兼編輯人　高木久[illegible]太

印刷人　松久[illegible]

發行所　京城西署西小門通[illegible]　京城新報社

雜錄

漢城より（二十六日）　北韓山生

▲昨年來新龍山電線線開通以前、同じ道路にガタ馬車の營業者ありしは同地に來往せし人の熟知する處にして、夫れが其名のガタ馬車たるに背かず、甚だ乘心地好きものにあらざりしも、兎に角一つの交通機關として無くて叶はぬものとなり居たる事實も亦人の認むる處也。

▲然るに本月廿日、電車開通と同時にガタ馬車は終に營業を廢するの餘儀無きに至れり、而して此の營業者の失職等同情を寄せらるゝ無き世の常態を失職者自身も亦覺悟したりし筈、さるを思ひきや價値ある同情は彼等失職者に寄與せられたり、吾等は爲めに近來に無き快感の禁じ難きを覺え候。

▲开を如何にといふに、吾等所用ありて新龍山に赴き、歸途電車に乘りしに會電鐵技師某氏車中に在り、共に少時雜話に耽りしが、電車の不意に停車せしに因て頭を擡げて窓外を見遣れば其處に以前ガタ馬車の待合所たりしところに、頹然たる例の箱馬車の幾輛となく横はれるを見、技師に向つて電車の開通は吾れ人ともに誠に結構に存ずれども、唯彼のガタ馬車營業者及其使用人は途方に暮れしならんと語りしに技師は營業者の失職は不已得共、其使用人にして若し希望者あらば吾會社に雇傭すべき旨を通知し置けりと曰へり吾等が近來に無き快感を覺へしとは即ち此の事に向つて云へる也、之れを聞ける何人も亦同感なるべき也。

▲吾等は世に力なるものを認めざるに非らず、強きの弱きに勝ち、大の小を壓するを有理ならずとせず、然れども其勝つや、又は其壓するや他が存在の權利を認め之れを愛護するを要す、叙上電氣會社の措置の如きは正にその處を行へるものに候はずや、如斯きは實に社會問題の重大なる部分を構成するもの些少なるが如くにして而かも決して小ならず、事行ひ易きが如くにして而かも甚だ行ひ易からず吾等は同會社が周到なる注意を多とする者に御座候

日英米の關係

此程來倫敦グラフイツク紙上に「擬上權」と題する長篇の記事現はれつゝあるが其中の一項は極東の形勢に日米の關係を論じて左の如き說を爲せり

▲日英同盟　は千九百十五年を以て滿期となる、而して此同盟は再び繼續さるゝ能はず蓋し此同盟にして嘗ては繼續の望みありしとするも千九百八年彼の米國大西洋艦隊の濠洲を訪うて白人の友たることを覺知せしむるに及びて同盟の繼續は不可能となり終れるなり、若し此同盟の滿期となるまでに戰爭起らずとせば英國海軍は又もや平和維持者たるの榮譽を荷ふを得べし然れども實際に於て英國の海軍は戰爭の道具となり以て英帝國の位置を傷はんとする一切の敵に向はざる可からざることゝなる可し然り日英同盟滿期まで平和と現狀の維持せられんことは頗る覺束なし蓋し

▲日米の衝突　の近づきつゝあるは幾百の證左の示す所、例は米人は日本はペルリ提督の開國を永久に德とす可しと思ふが如くなるも日本が德とするは西洋と觸接して西洋の貪婪、侵畧を防ぐ可き能力を得たる點にあり、日本人の專ら希望する所は斯くの如くにして獲得したる能力を使用して西洋の覊束を脫せんとするにあり滿韓に於ける機會均等の要求を初めとして太平洋岸に於ける日本人に對する態度は日本の欲する時に從うて日本に開戰の理由を與ふるものなり日本は國際政局に柔術を用ふるの法を知れり日本はビスマルクをして佛國と戰はしめたると同樣の理由を以て米國と戰ふ可し即ち此戰爭は統一を作らんが爲めに行はるゝ戰爭なり由來清國は武力を蔑視するも然も其前には屈服するなり日本は既に白人國中最も侵略的のものを破れり其清國の眼に破り難き國と見ゆる乘より其所也

日本にして開戰するとせば其容易の目的物は第三者にあり日本は所謂『金鑛を求むる者に非ず領土を求むるものに非ず』して實に極東の絕對的覇權を求むるものなり

▲米國は他人種　の云爲に手を突込んで之が爲めに失ふ可き運命を有せり同國がフイリツピン島を併すや同國は知らずして運命の手に質物を預けたるもの彼等の本艦隊は大西洋にあり彼等は歐羅巴方面よりして何等の恐る可きものを有せず然れども彼等は之を太平洋に移すが如きは敢て爲さゞる所なる可し米國艦隊如何なる戰畧を用ふるとも其決裁的大敗北を被るは避け難き所也

▲此結果　は獨り米國に影響するに止まらずして實に我英帝國に取りて由々しき大事なり若し我國にして米國艦隊に我領土の港灣を使用することを許さんには形勢は正に驚く可きものなる可し若し米國艦隊にしてケープタウン、コロンボ新嘉坡若しくはラブアンに於て採炭するを得んには彼等は印度洋に於て東途を取りて戰鬪し得べき狀態に於て東洋に到着するを得べし勿論斯くの如きは日英同盟の吾に許さゞる所なり然れども白人殊にアングロサクソン人種が黄色人種と干戈を交へつゝあるの時に於て白人たる濠洲が白人に對して同情を表す可きは千百の條約も之を止むる能はざる所、思ふに濠洲は本國の督約を無視して其の港灣を米國海軍の使用するに任ずことある可し是れ英帝國の分裂を意味するもの日本は英國の海軍力を敵とするを欲せざるが故に右の行動は目をつぶつて看過す可く又吾人は濠洲を制遏すること能はざる可く斯くて戰爭は長引くに至る可きが戰爭の長引くことは即ち濠洲は勿論、ニュージーランド加奈陀、南國に日本排斥熱の蔓延を來し究局英語人種の覇の吾人より米國に移り印度、埃及、マレイに於ける不平危險なる頂點に達するを見んと云々

一度召し上ると其味を忘れられぬはミュンヘンビール

日米條約問題

日米條約問題に關しては彼我交涉中の由は外務省の公示する所なるが當局の談に據れば當初條約締結者双方の意志は十二箇年有効に同意せしは爭ふ餘地なきも節約文面のみを視る時は其後一箇年云々の文字より解釋して十三年有効と見るを妥當とす故に米國の主張する所を是認すべきなれども帝國政府より[illegible]二切の[illegible]航海條約を廢棄して新條約を締結すを至便とすとも米國としては僅かに一箇年を以て彼此主張するに及ばざるの處なるも同國の主張は純然たる法文上の解釋に基くものなり蓋し同國に於ける條約の批准權は上院の手に在るを以て政府が議會に對する責任として理由なく明文を枉ぐる能はざる事情あり故てぞ米國の強硬に法文を楯として主張する所あるに似たり然れども本問題の前途に就ては帝國政府より情願的に廢棄を可とする理由を提し米政府が議會に對して責任を完うし得る何等の形式を以て圓滿に解決を告ぐべき見込十分なりと云へり

講談

大岡政談　越後傳吉　第三十二回　旭堂南陵講演

與「さて旦那どん、お話を聞いて私はこの通りお前さんの持てなさる三百兩と同じやうな重味の石塊を紙に包んで拵へて置きました、それですからその三百兩は粗忽のないやうに私がお預かり申しませう、決して御心配なさいますな、斯うやつて一軒の家を控へて居る與[illegible]が旦那を欺して捲き上げる、そんなケチな人間ぢやアございません　傳「ハア有難うございます、お前さん何だ[illegible]て私は疑ふもんでございますか、それだけの家を持てござる旦那ぜんだもの　與「おせんや　仙「ハイ　與「汝はこの傳吉旦那が能く御承知だが、乃公はまだ御昨今だ、この三百兩のお金子は汝が預り申しな　仙「ハイ旦那のお金子は妾が一ツお預かり申します　與「マア斯うか一ツあツさりと湯に入つて、この[illegible]胴卷を故意と夜着の袂に入れて寢るんです、おせんは次の室で寢かして置きますから、乾度新八の野郎が夜半に起きてその胴卷を盜りに來るでせうから、貴下は寢た體をして熟と御覽なさい[illegible]「ハア　與「宜うございますかマサカ胴[illegible]に石塊が入つて居やうとは知らず、野郎三百兩だと思つて悅んで持て行きませうから、さうすればモウ締でございます　傳「有難うございます、有難うございます」と傳吉は幾たびか頭を低げまして、萬事中村屋與兵衞の敎への通り湯にあツさりと入りまして　傳「イヤお待ち遠うさまでございました　新「ヨウ旦那何うでした湯の加減は……　傳「ア、湯は好い加減でございました　新「さうでせう　傳「誠に有難う存じます、私は今一寸階下へ頼んで置きました、貴下さんに御親切な處を助けて貰つたのでがすから、お酒一銚子燗けて貰ふやうに言つて置きました、お禮の印でございます　新「エ、飛んでもないことでございますナ、貴下は乃公に助けて貰つたと仰しやるが、乃公はまた貴下に助けて貰つたんでございますから、何うもお互ひさまでございます殊に乃公は餘り能く酒は飮まねえ方でございますからそんな事して頂いては……」[illegible]話をして膳の上でホンの一銚子、お飯を喰つてしまひますと　新「旦那一寸御免なさい」荷物の中から取出した矢立と帳面、今日は小遣錢を幾何使つたかと、パチ〳〵算盤を彈きながら書いて居る、傳吉腹の中で「ハアこの人が旅僞盜か、知らんでのう、何しろマア氣味の惡い男だ」　新「旦那、濟みませんが、旅中する者は早く寢早く立つのが本當ですから明朝早立ちをいたしますゆゑ、もう旦那寢かして貰ひます　傳「ハア何うぞれ休み下さいませ、私等もモウ寢ますから」早速床を延べさして二人が横になるときに傳吉は三百兩の胴卷を夜衣の袂へポンと入れました、なか〳〵傳吉は寢るどころぢやアございません、胸はドキ〳〵して居るが、故意とグウー、グウーッといふ狸寢入、次の室ではまた孝女のおせんが窃と床を延べて、これも寢た體をして居るこれは若しや傳吉が新八のために變な目に遭やアしないかと、それとはなしに樣子を考へながら狸寢入り、枕に就いて筑波新八も今晩は首尾能う三百兩の仕事をしやうといふので、此奴もなかなか寢てゐない、狸が三匹揃つてだまし合ひをして居る、宵の間は旅籠屋も何となう賑やかでございますが、だん〳〵夜も更て參りますと宿中の旅籠屋も行燈を引きシーンとして今までの陽氣が俄擊に變つてしまひ、ギリ〳〵と齒軋りの音ガタ〳〵、火の用心火の廻りと鳴子を振つて廻る火の番爺の皺枯れた聲、夜が更るに從ふて一層淋しくなりまする、傳吉はもう仕事をしに來るか知らと思ひながら、グウーグウーッと空鼾をかいて居ると、新八「アー」といふ大欠伸　新「ヤレ〳〵困らア、本當に毎度一寢入り寢込むと今頃に眼が覺めるんだ、ドリャ小便にでも行つて來やうか、旦那、お旦那へ、便所へ行きませんか、フツフ、、、能く寢て居らつしやいますナ」狸寢入とも氣の付かなかつた筑波新八はムク〳〵と起き上りまするど手早う衣類をバタ〳〵と着更た

東京電報

▲東宮の御避暑
皇太子殿下には近く日光田母澤御用邸に成らせられ當分當地に御滯在相成る由(廿七日)

▲關門貨車聯絡
一時頓挫し居たる關門貨車聯絡は門司市民の反對を受け行悩みつゝありしが門司側の聯絡は已に協定なり目下下ノ關門司兩驛に於て其の方法及設備に就て目下調査中なるが、四十三年度より四十四年度に工事を完成せしむる方針なり(同上)

▲明年公債償還
政府は明年度に於て二回乃至三回に四分利公債乘替若しくは償還を爲す方針にて其の方法及財源に就て目下調査中なるが、一億圓公債整理基金を基礎とし更に二、當然四分利公債に乘替ふべき預金部所有の六千萬圓三、銀行の存する三千萬圓四、普通及正金銀行其の他特殊銀行の外を約一千萬圓合計二億圓以上を之れに加へて計算し得べしと(同上)

▲海軍將校交迭
左の通り交迭ありたり(同上)
海軍中佐大勲位 博恭王
海軍々令部出仕 海軍大佐 鈴木貫太郎
補海軍水雷學校長 海軍大佐 笠間直
補吾妻艦長 海軍大佐 岡田啓介
補阿蘇副長 海軍中佐 谷口尚眞

▲韓國電氣會社
釜山に新設さるべき韓國電氣瓦斯株式會社は株式募集を終り來る八月初旬第一回拂込の手續を了し同月下旬創立總會を開く事に決定したり(同上)

▲有珠山の鳴動
北海道有珠山の鳴動は益々烈しくなれり多分爆發の前兆なるべし(同上)

▲萬國平和條約
萬國平和條約に調印せる諸條約は不日發表せらるべし(同上)

▲大島氏の辭意
大島臺灣民政長官の辭意は極めて固く再三留任勸告せしも辭意固く[illegible]

▲露と滿洲關稅
目下露國政府は滿洲貿易に對する關稅に就て[illegible]

▲本年豊作豫想
農商務省に來れる各地方よりの報告によれば概して良好なれば稻作は本年は極めて豐穰なるべし(同上)

▲岡崎中將薨去
陸軍中將從三位岡崎生三氏本日薨去さる(廿七日)

▲大隈伯の避暑
大隈伯は夫人同伴本日新橋發列車にて小田原別莊に避暑したり(同上)

▲海軍擴張費額
同費額は自然增收と剩餘金を之に充て二千萬乃至三千萬圓なりとの說あるも首相は增税に依らざる範圍にて最少限度の擴張をなすべく意見一致し居れり其額は目下閣査中にて十月頃決定すべし(同上)

▲競馬會社合同策
馬券禁止以來競馬會社は經營困難なるに至れるを以て當局者は二十箇年無利息にて四百六十萬圓を交付すとの條件にて四會社を合同せしむる方針也と(同上)

伯林電報

▲清國回答發表
露國電報通信局は日露協約に對する清國の回答書を發表せり(廿七日)

▲露國虎疫猖獗
露國各地の虎疫は益々猖獗を極めつゝあり

▲獨逸の大雨暴風
獨逸國の中部[illegible]リヒに暴風雨あり

紐育電報

▲米艦隊の歴訪
米國政府は十六隻より成る一大艦隊を組織し西班牙國前[illegible]を歷訪せしむる計畫を發表せり

▲西國前首相暗殺
西班牙國前首相モーラー氏はバルセロナに於て射擊せらる兇行者は直に縛に就けり(同上)

雜報

●警務統一と地方
警務統一後に於ける警察及憲兵の配置は既に新計劃に基き[illegible]として從來の警察官[illegible]憲兵の之に代れる地方[illegible]憲兵の配置されし個處[illegible]にして一層の嚴戒[illegible]が是等の地方は憲[illegible]に僻然風靡して殆[illegible]極め其效果大に見る[illegible]一方憲兵の撤去され[illegible]地方に見るも既に[illegible]を以て開拓せる事な[illegible]めたる觀あるも毫も[illegible]を招くが如き事なく[illegible]今回の新配置は最も[illegible]もの〻如しと

●鐵嶺丸の遭難後報(生死不明尚七十九名)
[illegible]の狀況は聞くに隨つて之を詳報しつゝあるが二十六日午後五時五分發木浦警察署長の報告によれば當日までの精査結果は左の如し

	一等	二等	三等	船員	計
乘組 日人	一七	三	一〇七	六七	
軍人	二	二	三三		
外人	二	一	〇	〇	

則ち總計二百四十七名にして其救助結果は左の如し

	船客	船員	計
神代丸	二八	一一	三九
巴丸	二九	二	三一
晉羽丸	六一	三	七四
漁船	一七	〇	一七
木浦上陸	〇	七	七
合計	一三五	一三	一六八

差引行衛不明に屬し生死尚未詳中のものは七十九名を算すと云ふ

●馬賊北韓に襲來
鏡城憲兵隊管下茂山管區は暴徒捜索の爲め咸北鍾城の東北方約四里の地點に於て淸人馬賊の一群に出會し其二名を斃せり彼等は韓民四名を擒にし居りしが其際之を放ち銃彈藥鹿皮若干を遺棄し去れり韓人四名は彼等の爲めに腹胸背部を燒爛され頗る慘酷なる苛責を受けたるもの〻如く又馬賊等は吾隊に追擊され一名生擒せるが孫發拒と稱する頑爺なりと云ふ

●鐵嶺丸と生死不明
鐵嶺丸の乘客を乘せて避難せし短艇の内五隻は發見せられ餘すは第五號艇一隻なりしが廿六日同艇は木浦沖にて一漁船に救助せられ木浦港に無事上陸するを得たりと云ふ尚は伊藤船長以下七十四名は本船に取殘されしが同船は逆捲く怒濤の裡に沈沒したりと云へば右七十五名の生死は今尚ほ不明にて頗る痛心に堪へざるなり殊に前記七十五名の内過半は三等船客なりと

●平和協會臨時總會
韓國平和協會と標榜する一團は二十五日同會本部に臨時總會を開き出席は朴致奎沈日濟趙德夏朴喜英等三十五名にして東洋のバルカン半島たる韓國をして大に平和國たらしめんとの主旨にて左の役員選擧を行へり
衛生部長 朴勝鳳　財務部長 鄭鳳時
交涉部長 秦尙彦　保險部長 南奎熙
實業部長 李範世　慈善部長 姜敬熙
教育部長 鄭萬朝
如斯業々しき役員を設けて散會せるが此役割なれば確かに韓國の平和萬々歲たるを得べく而して彼等は此肩書を名刺に付し大に平和を計るべしと云ふ

●警備區域の發表期
警察事務委託後に於ける憲兵警察の配置及其管轄區域に就ては今尙ほ公表せられず然れども一般の狀況は一日も閑却すべからざるを以て不取敢內定の計劃に基き夫れ〴〵配置を了はり之に伴ふ管轄區域は便宜之を內示して各々其區署に就かしめ毫も遺算なきを期したり而して右公表遲延の理由に就ては別に深き意味あるに非ずして唯だ公式に寺內統監の裁決を仰ぐべく同統監の着任を待てる次第なれば數日中に統監府公報を以て發表せらるべしと云ふ

●警務月報の新發行
從來韓國政府警察機關として警察月報なる一雜誌を發行し又松井警務局長退職の末路に於て警察協會を設立し同時に該雜誌も一大擴張を企てられしが倂々警察機關統一の爲めに同協會の存立も遂に有名無實に歸したれば警務總監部にては今回更に警務月報たるものを刊行し所屬警察官の智識啓發に資すべしと云ふ

●船舶の簡易測度法
韓國に於ける船舶の測度法は近頃發布されたる法律に依り隨分複雜のものなるが各地に於ける船舶の測度は到底是等の技術官を全備すること能はざる故過日關稅局に於ける海事會議に於て協議せし結果最も簡易なる方法を規定したることとは不日印刷の出來次第夫々配布の上にて此方法に據らしむる筈なり

●統監の高等官引見
寺內統監は八日午前八時より統監府所管官廳及各部に於ける日本人高等官を招き施政上に關する訓示を爲す筈

●豫備金支出の裁可
廿七日の官報を以て慈惠院增設費六万二千五百圓同上臨時費八萬二千三百六十圓特別功賞金二萬圓豫備金より支出の件兵布せらる

●朝鮮夏期講演會
來る三十日より三日間當地に開催さる朝鮮日報主催の朝鮮夏期講演會は已に各方面に涉りて多年攻究せる該博の智識を有する多數の專門講師も決定し韓國に於ては嚆矢に屬する講演とて聽講希望者尤も多く當日は非常の盛況を呈すべき模樣なるがかゝる講演の性質上會場は成るべく學校講堂の如き所を以て之に充つべく苦心せしも何れも場所狹隘又は修繕中のため適當のものを得ず止むを得ず比較的多數の入場者を收容し得べき壽町劇場壽座を會場とし毎日午後一時より開演の都合にて聽講入場料一日金二十錢軍人學生は半額なりと

●民長の軍艦訪問
仁川岩崎民長は居留民を代表し一昨二十六日碇泊中の伊太利軍艦カラブリヤ號を訪問せり

●常議員の當選者
仁川商業會議所常議員互選の結果竹田津氏の八票に對する十一票にて加藤藤太郎氏當選せり

國士金玉均氏(一)

▲獨立黨內閣の三日 ▲金氏等亡命の顚末

明治十七年十一月朝鮮政府郵征局を設け同月十八日より郵便事務取扱を開始し翌十二月四日に至り局長洪英植は開局式を擧行し訂盟國の公使領事及政府の大官を請待して祝宴を張りしが其夜九時に垂んとし宴終らんとする頃一派の兇漢あり局外出火を報ず閔泳翊席を起ち其實否を確めんとし武官二名を從へて將に門を出でんとせし時數名の兇漢あり刀を揮ふて鎗り刺す閔泳翊重傷を負ふて僅かに救はる事國王の聞に達するや中使邊燧を日本公使館に遣り即時入闕して守衛せんことを請はる因て我公使は直ちに兵を率ゐて宮中に到り國王を守護し夜を徹せしが此夜兇漢は宮闕に潛入し大官數名宮庭に於て殺害されたり

翌五日の早天國王は承旨院に旨を下して李戴元、朴泳孝、洪英植、金玉均、徐光範、尹雄烈等獨立黨即ち親日派の內閣成れり然るに六日に至り淸國の使臣袁世凱兵を率ゐて宮闕に迫る日本兵善く戰ひ二度銃火を交へて二度之を擊退せしが韓兵欵を淸兵に通ずるに及びで彈丸屢々國王の身邊を掠む加之國王は深く大王妃の安否を憂慮せられ我公使に對し懸命數次大王妃の傍に侍するを得ば死すとも悔あらじと宣ふに至り我公使は此の上は唯國王の護衛を韓兵に委ぬべしとし韓兵如何に暴なりとも國王に危害を加へ奉ることもあるまじとて其旨を奏上せり

十七年政變の前後、日韓、日淸及韓淸間の關係は本社の統監更迭紀念號所載『韓國に於ける日本勢力の消長』(國分參與官の談)に詳かなるを以て本編には主として金玉均氏の身上に關するものを記述することゝしたり



故金玉均氏

●在京學生續々歸鄉
[illegible]京城に在る韓人學生は當時十數名の檢束を受けたるものありしも其後の監視極めて嚴密なるより到底何事も成し難きに避易し孰れも續々倚々たりしが若し徒らに滯京せば如何なる嫌疑を蒙らんも知れずとて續々鄉里に歸還し目下其片影も認めずと云ふ

▲大島長官辭職
臺灣民政長官大島久滿次氏本日依願免官となる[illegible]

▲支那大官褁動
支那外務部尙書梁敦彥は今回其職を辭し後任として左侍郎スウカライ就任し其後任には胡維德氏又曾汝霖は右侍郎[illegible]

▲韓人退去命令
江三省總督はチンアン及びカイゼウ新民府に住居せる韓人に退去を命じたり

忠達公延謚式

故金玉均氏延謚式は豫報の如く廿七日午後二時より金氏の舊址大安洞漢城高等學校構內に於て擧行されたり、式場は蔽ふに天幕を以てし祭壇正面には金氏の戒名及寫眞を安置し種々の供物を捧げ、側には故人の遺墨を掛け第一宮內府より差遣されたる祭官の祭文朗讀あり第二勅使の參拜、第三遺子金英鎭氏、第四統監代理津野中佐、第五內閣代表者朴齊純、第六漢商會長金允植氏、第七各家族代表者趙羲淵氏夫人、第八韓友人總代俞吉濬氏、第九日本人側友人總代峯岸本社長等順次參拜したり、當日式場に列りたる人々は各韓大臣大官、小宮、倭の兩次官宇佐川男爵其他日韓人の重なる男女三百餘名にして統監府より祭資料を贈られ小宮、木內、倭、吉原、川上氏其他より金品を靈前へ供へられたり、因に本社は金氏の遺墨を石版摺として當日參會者一同へ分呈したり尙式後別室に於て茶菓の饗應あり互に故人の逸話等を語る、時に趙重應氏は故人を偲ぶの餘り左の一詩を賦す

龍亡虎逝澤淵空、
恨咽英雄未售功、
今日試看時事變、
百身難贖古愚公、

●隆興會社決算結果
白完爀を社長とせる隆興會社は今期決算の結果を左の如く處分せり

當期利益	二、八〇四、七六五
繰越	一四七、八七〇
計	二、九五二、六三五
總損金	六五二、七七五
差引	二、二九九、八六〇
內 準備積立金	三〇〇、〇〇〇
別途積立金	一二五、〇〇〇
配當金	一、二五〇、〇〇〇
賞與金	二一〇、〇〇〇
後期繰越	四一四、八六〇

利益の重なるものは貸金利子二千七百十九圓九十七錢五厘預金利子八十四圓七十九錢なりと

●平北地方貧民救恤
平北嘉山郡々內面集歸里は土地瘦薄加ふるに耕地狹少なるを以て部落の人民概ね貧寒にして毎年夏季に於て糊口に窮するものを生ずる狀態なるに昨年の凶作は是又貧民に多大の影響を與へ昨今に至り糊口に窮するもの續出したるを以て定州警察署長は洞長石永龍をして救濟の道を講ぜしめたる結果博川郡邑內の富豪より麥四十斗を借入れ本年の收穫を以て回收するの契約をなし右借入麥を以て救恤したり

●錦江增水農作被害
忠南警務部長の報告によれば連日の降[illegible]り鳥致院に通ずる渡船場より同郡玉龍洞の東端並に小井里に通ずる水田[illegible]通稱柳原の道路一面に汎濫し農作の被害多しと

●最近米大豆價格表
最近度支部の調査に係る各地の米及大豆價格表左の如し

地名	粗價	玄米價	大豆價
仁川	四、一五〇	八、三五〇	七、七〇〇
江景	三、五〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇
木浦	四、九〇〇	九、一〇〇	六、五〇〇
馬山浦 日種	六、〇〇〇	一〇、二〇〇	七、六〇〇
馬山浦 韓種	五、三〇〇	九、五〇〇	
咸陽	四、六五〇	八、四五〇	七、二〇〇
海州	三、七〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇
鎭南浦	四、五〇〇	九、〇〇〇	六、五〇〇
龍岩浦	四、五〇〇	一〇、八〇〇	六、九五〇
平均	四、六三〇	九、一二〇	七、一〇〇

●日韓兩漁夫の爭鬪
去る二十一日夜慶尙南道蔚山郡東面山津に漁業上の爭より韓人約百名日人漁夫を毆打し二三の輕傷者を出したりとの報ありたり

●仁川消防組織改善
仁川消防組の組織改善に關し二十七日午後十時より民役所に於て協議會を開き橋本副理事官、宮館警視、岩崎民長等列席凝議したり

●軌道會社設立延期
先般設立許可せられたる福井安住出願晉州三千浦間軌道會社設立の件は申請に依り設立延期の件廿六日付を以て許可せられたり

●李容九氏統監訪問
一進會長李容九氏は二十七日午前八時三十分寺內統監を官邸に訪問したり

各地水害彙報(上)

▲臨津江の增水 七月十九日の降雨により廿日午前五時迄に臨津江は約三丈五尺の增水長湍郡高浪浦民家二棟に浸水又附近沿岸碇泊中十二隻の船は浪風の爲め一時困難を極めたりしも同地人民三十名は船員に力を協へ僅かに難きを得たり

▲朔寧 方面は同前增水の爲め兎山九化場高浪浦麻田に到る間及麻田より積城間の各渡船は一時杜絕の處漸く減水廿一日開通せり尙ほ兩合里金川間を曲流する堂谷川も交通杜絕せしも二十二日交通復舊せりと

▲錦江增水 本月十四日以來の降雨にて公州郡附近は非常の增水公州鳥致院間渡船場より同郡玉龍洞の東端並に小井里に通ずる水田より通稱柳原の道路一面に汎濫人畜には被害なかりしも作物は多少の損害あらん尙公州鳥致院及小井里に通ずる渡船は辛ふじて往來を持續し居るも降雨止まざるに於ては杜絕は免れざるべく目下警戒と共に被害調査中なりと

▲全南 本月一二日降雨の被害は光州及平南にて水死者各一人他各地に亘り流失家屋一二七戶崩壞二一浸水家屋三六一戶田畑浸水四八二〇町步道路一四堤防潰決一六橋梁破損一同流失二

▲公人私人
△牧直二(關東都督府通信技師)二十六日入京浦尾へ
△織田利三郎(農商務省海外調査員)同巴城館へ
△蠣生十郎(辯護士) 同山本へ
△石渡又八(橫濱東洋銀行支配人)京中の處二十六日仁川へ
△小鹿島饒(開城農銀支配人)同
△和田一郎(土地調查局書記官) 二十六日着任
△友部惠三郎(同上技師) 廿七日着任の筈

▲京城手形交換高
七月	金高	枚數
廿七日	四五、〇九〇、五三	三二〇

▲治外法權▼
寺內統監は新聞嫌ひだから新聞紙に壓迫を加へるとは世人一般の臆測したところ而るに事實は正反對で記者の實驗[illegible]へばサキへ行つたらイザ知らず、今の處筆を採るにラクになつた事は[illegible]なものだ、因つて思ふ統監を新聞[illegible]だなぞと云ふは當らぬ推測だ▲新聞[illegible]事の取締、斯は公安維持の爲め必要[illegible]るならば幾らやられても新聞紙に不平は無い筈だ、新聞と公安[illegible]が大切だ位は常識を持つたもの[illegible]てる筈の事だ▲乍去從來統監府[illegible]して口に轡をハメズ、無暗に事[illegible]の秘密を洩らしたものもあるで[illegible]實だ、參與官會議や大臣會議が[illegible]其結果が二十分以內に市中の評[illegible]判かる樣になつて居たことも事[illegible]否時として秘密の秘密の警務[illegible]事などが或一部の人々へは當局[illegible]故意に洩された事があることも[illegible]コンナ風では幾ら新聞紙の方を[illegible]てもダメだ、ドウか今後は今迄[illegible]事がない樣にシタイ▲都新聞の[illegible]よると第一銀行及び百三十銀行[illegible]ある東京大阪の實業家諸氏が[illegible]蓄銀行を設立せんと目下計畫中[illegible]るが、之は恐らく根の無い話だ[illegible]思ふ、第一や百三十の關係者な[illegible]ナ馬鹿な計畫をする筈はない[illegible]伊藤公時代は韓政黨にとつて[illegible]不絕伊藤公に向つて無理な注文[illegible]であつた、一進會とか大韓協會[illegible]たものだ、ソウしてソレがト[illegible]る間はダマツて居るが、若し[illegible]かつたら暴徒になりますぞと云[illegible]を示して反噬したものだ、一般[illegible]ば彼の根も葉もなき侍天教徒の[illegible]件だ、伊藤公が一進會の我儘[illegible]爲めに我駐剳軍の威信を害し[illegible]したものだ▲曾禰さんの病氣[illegible]事はないと始終一貫報道して[illegible]日報が此頃は子爵の病氣漸く[illegible]道するやうになつた、記者は[illegible]に向つて暗淚を催はす。

東京電報

●岡崎中將薨去

師團長陸軍中將從三位勲一等岡崎生三氏本日薨去さる(廿七日)

▲大島長官辭職

臺灣民政長官大島久滿次氏本日依願免官さる

▲支那大官異動

北京電報 支那外務部尚書梁敦彦は今回其職を辭し後任として左侍郎スウカライ就任し其後任には胡維徳氏又曹汝霖は右侍郎に

▲韓人退去命令

江三省[illegible]總督はチンアン及びカイゼウ新民府に住居せる韓人に退去を命じたり

●在京學生續々歸鄕

在京留學生等は當時十數名の檢束を受けたるものありしも其後の監視極めて嚴密なるより到底何事も成し難きに遊昌し孰れも續々陶々たりしが若し徒らに滯京せば如何なる嫌疑を蒙らんも知れずとて續々郷里に歸還し目下其片影も留めずと云ふ

●錦江增水農作被害

忠南警務部長の報告によれば連日の降雨の爲め[illegible]より同郡玉龍洞の東邊並に小井里に通する水田より通路一圓に汎濫し農作の被害多しと

南米倉町の出火

▽民團消防夫の大活動 ▽憲兵警官必死の盡力

七月二十六日夜盆の猛雨漸く歇みたる午後六時三十分頃南米倉町五番戸下宿屋**紀の國屋**事長岡まつ方より發火し直ちに火勢炎々として同家を包み隣家なる**櫻屋**旅館牧野泰次郎方及び**菓子屋**杉山芳藏方に燃へ移りこれに隣れる韓人**酒幕**金泰奎李致一の兩家を燒き更らに火元の東部に位置せる市場倉庫に燃へ移らんとせり

▲**各消防隊の出動** 急を聞きたる民團第二部消防組副長**伊藤**友礎は部下兩三名を引率し逸早く現場に馳せ付け跡を追ふて集り來れる**消防夫**を指揮し消火に盡力せり續いて第一部消防組並宮消防隊も來り力を協せて奮闘せり此の時しも猛火は益々勢を增し隣接せる**市場倉庫**に燃ゐ移り在庫せる幾千石の米穀類を**燒盡**さずんば止まずとこそ見へたり

▲**民團消防の努力** 斯くと見たる民團消防の一團は警官指揮の下に奮ひ起ち必死となりて消火に努力し爲めに大事に至らざらしめし**活動**振りは**目覺**しかりき

▲**南大門通の雜踏** 發火の時刻が時なり場所柄とて馳せ集まる群集雲の如く電車は一時其運轉を中止し附近の韓人は右往左往に馳せ違ひ中には混雜に紛れて現場に潜入せんとするもあり西南兩署の警官のみにては制止覺束なしと見ゐたる時しも第二**憲兵**分隊より乘馬の隊長村田中尉を先頭に數十名の憲兵は驅け付け來り外部の取締りに任じ續いて第一分隊長大橋大尉は**乘馬**憲兵を率ゐて非常線内に乘り入れ危險の豫防に當り長谷川町在營の**軍隊**よりも約**一個小隊**を**應援**として派遣したるより怪我人等を出さゞりし

▲**發火の原因** は火元下宿業紀の國屋方に本年五月上旬頃韓國**巡査**志願として試驗受驗の爲**渡韓**したる三重縣員辨郡白瀬村字山口三十五番戸平民**佐藤**消八(二二)が一度口述試驗に落第したるも再び受驗せんとの目的にて引續き同家に下宿し居る内不幸にして**脚氣病**に罹り遂に去る二十五日午後二時頃**死亡**したるより直ちに**國元**へ打電したるに打返し火葬せられたき旨**返電**ありたるより其の依頼に基き葬式を爲さんとて二十六日(發火當日)**僧侶**を聘し**讀經**も終りたるより入棺し夫を階下に移さんとて主人及び雇人等にて運び下したるが其の際以前献燈なしたる**蠟燭**に觸れ倒したるを氣附かざりしにぞ蒲團より壁に燃ゐ移り斯る大事に至りたるものなりと云ふ

▲**鎭火後の大騷動** 晝間の事とて萬事に都合よく且つ降雨後の事とて一般に家屋は濕り居り加ふるに消防の奮闘に因り大火に至らずして午後八時頃**鎭火**したるが火元の長岡方に於ては死亡したる消八の死体は勿論突然の出來事とて**一同着のみ着の**まゝにて逃げ出したる事とて何一つ持ち出すの暇なかりし爲め鎭火後死体搜査に着手し猶は止宿人の**子供**一人**行衛不明**にて或は燒死せしにはなきかとの疑ひありて**大騷動**を惹き起したるも幸に子供は午後九時頃**韓人家屋**に居りたるを**發見**し安心の胸撫で下したり

▲**損害のかず〳〵** 日本人家屋三戸全燒し韓人家屋三戸市場倉庫等半燒にして家屋建物家財總計約一萬八百餘圓にして**紀の國家及櫻家旅館**は**家財**總て**全燒**したるも櫻家止宿客の多くは自己の荷物を持ち出したるも家人は狼狽したる爲め一品も持ち出し得ざりしなりとか茲に取り分け氣の毒なるは櫻家に止宿中の旭町歌舞伎座に於て興業中なる魔術師**宮岡天外**にして衣類其他全部燒失し損害**四百九十餘圓**に上り其の他興業上欠く可らざる必要書類契約證並に金錢に替へられざる陸海軍隊の**感謝狀**歐米各國に於て興行中賞讃されたる**名譽賞狀**等數十枚を**燒失**し紀の國家止宿の客は火元の事とて着衣の儘逃げ出したるが多く荷物は悉く燒失せり中にも佐賀縣人**小林**清太郎外一人は商業視察の爲め十日程以前渡韓したるものにて最近歸省せんと思ひ居りしに突然の火事に單衣一枚の儘逃げ出し荷物は勿論**現金**七十圓餘燒失したりと

▲**火元主人の燒傷** 死傷者とて別になかりしも紀の國屋主人長岡が面部を少々燒傷せしも重傷にあらずして幸なりき火元長岡まつは目下其筋にて失火犯として取調中なり

大阪の花火爆發

▽家族黑焦となり即死 ▽來客川に吹き飛さる

二十五日午前二時五十五分大阪市北區樋上町二百九十四番地花火商**阿部**延次郎方の貯藏花火爆發して猛焰を擧げ續て第二第三と凄まじき爆聲起り**同家を破壞し西隣**なる大野政次郎方をも入分通り**燒**き三時四十五分鎭火したり此の爲め延次郎**夫婦及び長女**きくは全身眞黑焦となりて**即死**し**一家全滅**し**妻の妹**とらは**弟**彌三郎と共に天神祭にて同家に招かれ居合せしが爆發と共に**大川に吹飛**されて溺死せんとしたるを辛じて救はれ回生病院に入りたるが**全身燒爛**れ**半死半生**の体なり原因は不明にて目下取調中(門司支局急報)

●腸チブスと赤痢

兵庫縣平民當時旭町三丁目中山友吉(五五)は腸窒扶斯に罹り大韓醫院へ入院▲京都府平民當時太平町二丁目郵便局事務員妻大岡てる(二〇)は赤痢に罹り大韓醫院へ入院

●首の有首無地藏

一時東京市中のみならず遠く滿韓地方までを騷がせたる首無し女小山イチ(四五)が生前洲崎遊廓の新造を爲し居たる緣故を以て深川區木場町寄子宿相澤マサは同廓内有志の賛助を得イチの百ヶ日を期し加害者長洲長吉がイチの首を投棄したる深川町河岸にて川施餓鬼を催す筈なりしが都合に依り石地藏を建立することに變更し此程漸く表に小山イチ左側に洲崎寄子連中と刻したる高さ三尺程の石地藏出來したるより廿四日の地藏緣日を以て上野谷中櫻木町なる淨名院内に建立したりと云ふが首から下の病の願を掛ければ全快する杯と追々には言ひ觸らすものが出るのなるべし

●元刑事の處刑

既報元銅峴分署刑事巡査辻本茂左衛門(二九)の瀆職並に横領罪は當來京城地方裁判所に於て審理中の所昨二十七日懲役十箇月に處せらる

目と耳

▲**歌舞伎座** 宮岡天外一座の大奇術 ▲**壽座** 同座二十八日の替り狂言は前『實錄闘取千兩幟』切『大江山鬼神退治』にして重なる役割左の如し 稻名川、上使兩助、天滿屋久兵衛、土蜘蛛童兒(美高)盤石鐵五郎、花岡、坂田金時(尾之吉)金巻菊生、藤見ケ關、渡邊綱(國吉)千田川留吉、菊枝)天滿屋女房雪吉、源賴光朝臣(福司)藝者松吉(花尼)松金屋番頭(照代)大鼓持七綾木夫(壽々子)梅壽屋亭主、卜部六郎(金福)仲働、碓氷荒太郎(福吉)藝者花吉、平井保昌(花子)源氏節出語り(美家登司)

●天賞堂の大名譽

東京銀座の同店にては兼て日英博覽會協贊の爲め當代有數の美術製作家を督勵し貴金屬彫刻の置物類を始め花瓶、掛額等は勿論木彫其他に至る迄多數の大作を試み巨万の費金を投じて出品せしが其効空しからず此度倫敦よりの着電に依れば本邦美術商店中最高の協贊名譽金賞牌を受領せしのみか尙其製作に從事せし美術家中にも二名の名譽賞牌受領者ありたる由何時もながら同店の奮勵讃嘆の外なし

▲平民文庫▼

▲僕が私人の宅や公官衙を訪問して常に不審に而して不愉快に感ずることは主人が肱掛けの附いた座り心地の好さな椅子を占めて訪客には普通の椅子を薦める事だ、惡々招いた時にも其の態度を改めぬ、彼れが歐洲諸國例のなのか、何んにしても惡いことだ▲ナンボ歐洲諸國にあるからつて惡いことは眞似る必要がない▲君主の鹵簿を冒して爆烈彈を投げる例は歐洲に澤山あるが眞似ては惡いだらう……子惡いことは眞似ないが好いよ▲椅子の話しの序を以て言ふが此の頃諸官廳に肱掛け椅子が多くなつた如だ、政務を見るべき所謂活動の場所でヨイヨイ然たる態度は謹愼すべきである▲萬一夫れでなければ事務が採れぬ程に倦怠を感じたら癈めるなり休むなりするが好い▲イヤ彼れは上長官の巡視若しくは貴賓の來訪の際に用ゐるのだと云ふか、巡視は巡視だ公用だ遊山ぢやない、貴賓だとて官公衙は見世物ぢやないから上等椅子を設ける必要はない▲薄つぺらな欵待は當公衙でせずとも善い料理屋で行れ〳〵▲解つたか子(風聞子)▲大雨の降る度毎に南大門通りは川になる、さねと聞いたら豐普請のれ金を落してあるのが惜しいからださ(渡涉人)▲此頃糞汲人夫が横着になつて困る私の家なぞは肥桶から溢れ出て始末に行かぬ汚物掃除費ばかり嚴しく取り立てずに少し人夫の監督にも注意を用ゐるが可い(衛生狂)▲太平町邊を迂路付く虎市と云ふものは同所かしく亭の數榮と云ふ酌婦を打擲つたり脅迫したりして小林と云ふ口入屋を立會とし增前借金二十圓餘を詐取し南大門外三福亭へ住替させた相だ警察署では知らないのか(又聞生)▲南部署長は斯る事實の密告を歡迎すると云ふから電話でも端書でも密告せらるゝが好い、擔造は駄目だよ(猴)▲太平町長谷川町邊の小料理屋の亭主連此の頃盛んに博徒連の跋扈に閉口してるが元來を云へば自ら招いた罪だ▲今より以暑氣の好かつた四十一年頃太平町では永樂亭が先達になつて上田某を無錢飲食者處分掛に採用したのが破落漢繁殖の原因をなしたのだ▲後悔の臍を幾何ポリ〳〵噛つても駄目だよ馬鹿奴(風聞子)▲何々町愛讀者より寄せられたる本社紀念號に對する賛辭は恐縮の外なし併し本社は貴下の如き讀者を有するを光榮と致し候(一同)

今日の運勢

七月廿八日 舊六月廿一日 九紫 友引 甲午 閉 三りん ●△一白 障害多き日新事旅行重要の賣買貸借取引控へ目の事色情の破れを戒しむ△二黑 共同組合婚談委囑旅行開店業に吉賣買貸借金品授受故障あり△三碧 謀計誘惑防ぐべし其他會心の日大抵吉△四綠 概して康安の日大抵吉家庭内に煩累あり△五黄 開店業旅行婚談賣買貸借進んで吉療病衛生に注意すべし△六白 新事見合せの事建築動土金屬の業に吉△七赤 盜難横領及證劵印章の取扱に注意すべし新事旅行婚談凶△八白 委囑相談及建築金屬の業務に吉無心懇願にあふあり△九紫 新事旅行貸買婚談利なし貸買取引故障起り易し(三一館)

●**天氣豫報**(自廿七日午後六時至廿八日午後六時) **北東風曇少雨**

京城居留民團公文

京城居留民團告示第廿九號
明治四十三年度當民團歲入出豫算更正及追加ノ件左記ノ通リ居留民會ノ議決ヲ經理事官ノ認可ヲ得タリ
明治四十三年七月二十六日 京城居留民團長 古城菅堂

記

明治四十三年度京城居留民團歲出更正豫算

歲出 經常部
第九欵 公園費 既定豫算額金二百五十圓 更正豫算額金七百六十圓
第十二欵 豫備費 既定豫算額金一萬九千二百九十四圓 更正豫算額金一万六千九百十五圓
計 既定豫算額金二十萬三百三十三圓 更正豫算額金十九萬九千四百六十四圓

臨時部
第八欵 財產費 既定豫算額金一千五百圓 更正豫算額金五百圓
第九欵 公園費 既定豫算額金無シ 更正豫算額金一千八百六十九圓
計 既定豫算額金六萬六千七百九十三圓 更正豫算額金六萬七千六百六十二圓
合計 既定豫算額金二十六万七千百二十六圓 更正豫算額金廿六万七千百二十六圓

明治四十三年度京城居留民團歲入出追加豫算

歲入 臨時部
第一欵 繰越金 追加額金四百四十八圓
第一項 繰越金 追加額金四百四十八圓
第一目 前年度繰越金 追加額金四百四十八圓
第三欵 財產賣却代 追加額金一千百八十五圓
第一項 不動產賣却代 追加額金一千百八十五圓
第一目 家屋賣却代 追加額金一千百八十五圓(元南山分敎場)
計 金五千九百七十三圓
合計 金二十六萬八千七百五十九圓

歲出 臨時部
第四欵 敎育費 追加額金四百四十八圓
第一項 小學校費 追加額金四百四十八圓
第四目 雜費追加額金四百四十八圓(櫻井小學校水道引込及電燈架設)
第九欵 公園費 追加額金一千一百八十五圓
第一項 公園設備費 追加額金一千百八十五圓
第一目 公園設備費 追加額金一千二百九十圓
計 金六萬九千二百九十圓
合計 金二十六萬八千七百五十九圓

明治四十三年度京城居留民團歲入出追加豫算

歲入 臨時部
第一欵 繰越金 追加額金一千四百八十七圓
第一項 繰越金 追加額金一千四百八十七圓
第一目 前年度繰越金 追加額金一千四百八十七圓
計 金七千四百六十圓
合計 金二十七萬二百四十六圓

歲出 臨時部
第四欵 敎育費 追加額金一千四百八十七圓
第一項 小學校費 追加額金一千四百八十七圓
第一目 設備費 追加額金二百二十八圓(櫻井小學校物置一棟)
第二目 校舍敷地購入費 追加額金一千二百五十九圓(櫻井小學校隣地購入費)
計 金七萬〇七百八十三圓
合計 金二十七萬〇二百四十六圓

京城居留民團告示第三十號
漢陽公園ハ當民團ノ所管ニ移屬ス
明治四十三年七月二十六日 京城居留民團民長 古城菅堂

明治四十三年上半期(第卅四期)決算報告

貯蓄預金
金二百三十六万一千二百五十六圓五十二錢一厘 前期繰越高
金三百八十四萬五千二百九十五圓八十五錢九厘 當期預り高
合計金六百二十万六千五百五十二圓三十八錢
內
金三百五十九萬八千七百二十七圓三十九錢 當期拂戻高
差引殘金二百六十万七千八百二十四圓九十九錢 人員五萬九千六百九十七人
右貯蓄預金に對し拂戻保證として左の有價證券を長崎本金庫へ供託しあり
一 公債證書券面 五三〇、七五〇、〇〇〇
一 諸會社及銀行株式券面 八七、〇〇〇、〇〇〇

貸借對照表

資產之部

諸會社債券	二、二四四、〇〇〇
公債證書	四五〇、二六五、四八〇
諸株式	三一、六二五、七〇〇
代理店勘定	一、一二九、三四〇
預ヶ金勘定	六八五、一九三、四二〇
貸附金	二二七、一〇〇、〇〇〇
有價證券買入金	三〇〇〇、〇〇〇
入金勘定	[illegible]
金銀有高	一〇、三八九、八二一
合計	二、八三三、六三八、一六〇

負債之部

貯蓄預金	二、六〇七、八二四、九九〇
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	七〇、〇〇〇、〇〇〇
當期純益金	五五、八一三、一七〇
合計	二、八三三、六三八、一六〇

損益計算

當期總益金	七五、七四二、七六二
前期繰越益金	三七、五三〇、四四三
合計	一一三、二七三、二〇五
內 當期利拂及諸經費損金	五七、四六〇、〇三五
差引純益金	五五、八一三、一七〇

利益金配當

積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
配當金	四、〇〇〇、〇〇〇
後期繰越金	四六、八一三、一七〇
合計	五五、八一三、一七〇

右之通候也
明治四十三年七月
長崎市築町百七番戶第一號
株式會社 長崎貯蓄銀行
頭取 松田庄三郎
副頭取 永見寬二
取締役 松田英三
支配人 野口孝太郎
前記の各項調查を遂げ其正確なるを保證候也
監查役 高見和平
同 肥塚與八郎